

# 訪問看護〔介護予防訪問看護〕重要事項説明書

## 1. 越谷誠和病院 訪問看護（みなし）事業所の概要

名称	医療法人社団 協友会 越谷誠和病院
院長	松村 輔二
所在地	埼玉県越谷市谷中町4-25-5 越谷誠和病院 訪問看護部
電話番号	048-966-2711（代表）
事業所番号	1110802249
サービス提供地域	越谷誠和病院から直線距離5km未満

## 2. 訪問看護事業の目的と運営方針

- 看護師が、病気やケガ等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者（要介護状態及び要支援の高齢者を含む）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。
- 事業所の訪問看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の維持回復をめざして支援します。
- 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所（介護予防にあたっては地域包括支援センター）、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとします。

## 3. 同事業所の職員体制

看護師 4名 ※スタッフの人数に関しては随時変更していくものとする。

## 4. 訪問看護サービスの内容

- ・身体状況や病状の観察、健康管理
- ・栄養、清潔、排泄のお世話
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方への看護
- ・精神疾患の方の看護
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・在宅療養に関するご相談や助言
- ・医療処置や医療機器の管理（主治医の指示がある場合）など  
訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画〕に定めた内容

## 5. サービスの提供時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30 ・ 土曜日 8:30～12:30  
土曜日の午後・日曜日・祝日、および越谷誠和病院の休診日は休業させていただきます。

※営業時間外、緊急時は当院の救急外来で対応いたします。病院の代表番号へお電話頂き、当院の訪問看護利用とお伝えください。必要に応じて、訪問もいたします。

## 6. 利用料金

### ①介護保険ご利用の場合

予防訪問看護（要支援の方）

- ・基本料金（サービス提供1回につき）

訪問時間	単位数
20分未満	256単位
30分未満	382単位
30分～1時間未満	553単位
1時間～1時間半まで	814単位

訪問看護（要介護の方）

- ・基本料金（サービス提供1回につき）

訪問時間	単位数
20分未満	266単位
30分未満	399単位
30分～1時間未満	574単位
1時間～1時間半まで	844単位

※早朝（6:00～8:00）、夜間（18:00～22:00）は25%増し

深夜（22:00～6:00）は50%増しとなります。

※通常のサービス提供時間外のうち、休日に訪問看護を利用した場合は、自費にて25%の割増料金を頂きます。

### 【その他の加算】

加算項目	変更後・単位数
特別管理加算（Ⅰ）医療器具等の難易度が高い方	月1回500単位
特別管理加算（Ⅱ）医療器具等装着している方	月1回250単位
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	月1回315単位

初回加算（Ⅰ）病院等から退院した当日に訪問した場合 （新規利用者又は2ヶ月訪問がなかった場合）	月1回 350 単位 ※初回月のみ	
初回加算（Ⅱ） （新規利用者又は2ヶ月訪問がなかった場合）	月1回 300 単位 ※初回月のみ	
複数名訪問加算（Ⅰ） （看護師の場合）	所要時間が30分未満	1回につき 254 単位
	所要時間が30分以上	1回につき 402 単位
複数名訪問加算（Ⅱ） （看護補助者の場合）	所要時間が30分未満	1回につき 201 単位
	所要時間が30分以上	1回につき 317 単位
長時間訪問看加算 （特別管理加算を算定している方） ※所要時間が1時間30分以上となる時	300 単位	
訪問看護ターミナルケア加算	1回のみ 2500 単位	
専門管理加算	月1回 250 単位	
口腔連携強化加算	1回につき 50 単位 ※月1回に限る	

## ②医療保険ご利用の方

- ・医療保険をご利用の場合、1回の訪問時間は30分から1時間半と定められております。

基本料金（サービス提供1回につき）

在宅患者訪問看護・指導料	点数	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで	580点	580円	1160円	1740円
週4日以上	680点	680円	1360円	2040円

※通常のサービス提供時間外のうち、休日に訪問看護を利用した場合は、自費にて25%の割増料金を頂きます。

## 【その他の加算】

加算項目		点 数		1割負担	2割負担	3割負担
在宅移行管理加算 (難易度が高い方)		月1回 (退院後1ヶ月)	500点	500円	1,000円	1,500円
在宅移行管理加算			250点	250円	500円	750円
長時間訪問看護・指導加算 (週1回) 厚生労働省が定める疾患等 別表7に掲げる		看護師	450点	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算 (週1回) 特別管理加算の対象者 別表8に掲げる		准看護師	380点	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算 (週3回) 特別訪問看護指示書 利用者		看護 補助者	300点	300円	600円	900円
複数名訪問看護加算 (暴力行為や迷惑行 為が認められる者)  ※別に厚生労大臣が 定める場合に限り		看護 補助者	1日1回 300点	300円	600円	900円
			1日2回 600点	600円	1,200円	1,800円
			1日3回以上 1000点	1,000円	2,000円	3,000円
難病等複数回訪問加算 週4日以上訪問が可 能な方のみ		1日2回	450点	450円	900円	1,350円
		1日3回 以上	800点	800円	1,600円	2,400円
在宅患者連携指導加算		月1回	300点	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		月2回 まで	200点	200円	400円	600円
時間外 加算	早朝(6時~8時) 夜間(18時~22時)	訪問毎	210点	210円	420円	630円
	深夜(22時~6時)	訪問毎	420点	420円	840円	1,260円
緊急訪問看護加算		1回/日	265点	265円	530円	795円

### ※訪問看護ターミナル療養費

ターミナルケアを行い、在宅で看取った場合もしくはターミナルケアを行った後、24時間以内に医療機関に搬送され死亡確認した場合に算定する料金です。

点数	1割負担	2割負担	3割負担
2500点	2,500円	5,000円	7,500円

### ③入院中（外泊時を含む）及び退院日の訪問看護

退院前訪問指導料	退院日	580点	1割負担 580円	2割負担 1,160円	3割負担 1,740円
----------	-----	------	--------------	----------------	----------------

※利用者またはそのご家族に対して訪問指導した場合、入院中1回（入院後14日以内に1回訪問した場合は2回）に限り訪問できます。

※あらかじめ、予定して訪問する事であり、緊急出動するものではありません。

### ④その他の利用料（利用者が亡くなられた場合は保険適応外になります）

死亡後処置料（自費）	33,000円（税込）
------------	-------------

### ⑤交通費

- ・サービス提供地域は（越谷誠和病院から直線距離5km以内）は**無料**
- ・サービス提供地域外は、1回の訪問につき下記の交通費を頂きます。

越谷誠和病院から5km以上～220円（税込）

※以後1km超えるごとに220円（税込）が追加されます。

※駐車場の確保が困難で、近隣にコインパーキングがある場合にはコインパーキングに駐車します。その際に発生した駐車料金は利用者様のご負担となります。後日、他の利用料金の請求書内に自費として請求させていただきます。ご了承下さい。

### ⑥キャンセル料金

訪問日当日の9時までにご連絡がなく、サービスのキャンセルをされた場合および、訪問した際に不在の場合、キャンセル料金が発生します。

1回につき500円（税込）

※ひと月のキャンセル回数に応じた料金を利用料金と共に請求させていただきます。

## 7. お支払い方法

- ・口座振替をお願いしております。月に1度、訪問の際に前月分の請求書をお渡し致しますので、振替日までに口座へのご入金をお願い致します。
- ※口座振替が困難な場合は、後日、病院窓口にてお支払い下さい。

## 8. サービスの利用開始

ケアマネジャーさんや主治医の先生にご相談頂くか、直接、越谷誠和病院訪問看護部へご連絡下さい。日時の調整を行った後、契約を結びます。

## 9. サービスの終了

- ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合  
終了希望日の1週間前までにお申し出下さい。
- ②事業所の都合でサービスを終了する場合  
当事業所のやむを得ない事情で、サービスの提供を終了させて頂くことがあります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知致します。
- ③自動終了  
以下の場合には、サービスは自動終了致します。
  - ・利用者様が3ヶ月以上、入院・入所された場合  
3ヶ月以上経った後サービスを再開される場合は、再度契約を交わして頂くこととなります。
  - ・利用者様がお亡くなりになった場合
- ④以下の事由に該当した場合は、利用者様は文書で通知することにより、即座にサービスを終了することができます。
  - ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ・事業者が守秘義務に反した場合
  - ・事業者が利用者様やご家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ・事業者が破産した場合
- ⑤以下の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂くことがあります。
  - ・利用者様が利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、催告したにも関わらず2週間以内に支払われない場合
  - ・利用者様またはご家族が事業所やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為（ハラスメントを含む）を行った場合

## 10. 緊急時の対応

訪問看護〔介護予防訪問看護〕サービスの提供を行っている際に利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・病院・消防署に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

## 11. 理念

### 越谷誠和病院 理念

地域の中核病院として、安全で質の良い医療を提供します

## 12. 基本方針

### ①越谷誠和病院 基本方針

1. 私たちは、患者様の人権を尊重し、理解と同意のもと満足頂ける医療を提供します。
2. 私たちは、他の医療福祉施設と連携を図り、地域住民の健康を確保するための医療を提供します。
3. 私たちは、医療の質を向上するために自己研鑽します。

### ②訪問看護（みなし）事業所 基本方針

1. 利用者様の立場に立ったケアサービスを提供致します。
2. 利用者様の心身の健康維持に最善を尽くします。
3. 利用者様の自尊心を尊重致します。
4. 利用者様の自立心を尊重致します。
5. 利用者様の快適な居住環境の整備に力を注ぎます。
6. 利用者様の地域社会とのつながりの維持を大切にします。

## 13. ご相談・苦情について

窓口担当	越谷誠和病院 訪問看護部	係長	太田 飛鳥
電話	048-966-2711	(代表)	
	048-964-3098	(直通)	
受付時間	平日8:30~17:30	土曜日8:30~12:30	

その他、各市町村および埼玉県国民健康保険団体連合会においても対応致しております。

越谷市役所・・・048-964-2111（代表）  
埼玉県国民健康保険団体連合会・・・048-824-2568

#### 14. 災害時・悪天候時の対応

- ・自然災害や交通事故、職員の急病等の理由で職員の安全確保が困難状態であった場合、訪問サービス予定を急遽、中止する場合がございます。その際にはご連絡させていただきます。
- ・災害の際の緊急避難場所の確認をお願い致します。
- ・災害により避難をした場合には、その旨をご連絡下さい。  
**※別紙の災害時の対応についてをご参照ください。**
- ・事業所（および越谷誠和病院）において災害発生時の対策指針を整備しています。また、職員に対し研修および訓練を定期的に変更しています。
- ・災害が発生した場合においては、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）に従って必要な措置を講じます。

#### 15. 専門的な知識を持った看護師の同行訪問

越谷誠和病院には、専門的な知識・技術を有した看護師（認定看護師・特定看護師）が在籍しております。利用者様の状態に合わせ、医師の指示のもと同行訪問を行い処置・ケアをさせて頂く場合がございます。同行訪問を行う場合は、あらかじめ説明し同意を得たうえで訪問させていただきます。

※介護保険の場合、専門管理加算に該当します。

#### 16. 感染症対策について

- ・ご利用者様へ菌やウイルスを持ち込まないための感染対策として、マスクの着用・サービス提供前後に手洗い・アルコール消毒を行います。必要に応じてガウン・ゴーグル等を使用させていただく場合がございます。
- ・事業所（および越谷誠和病院）における感染症等の予防および蔓延の防止のための指針を整備しています。また、職員に対し研修および訓練を定期的に変更しています。
- ・感染症等が蔓延した場合においては、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）に従って必要な措置を講じます。

## 17. 虐待・身体抑制についての対応

- ・事業所（および越谷誠和病院）における虐待防止・身体拘束の適正化のための指針を整備しています。また、職員に対し研修および訓練を定期的実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、事業所（および越谷誠和病院）で作成した虐待防止・身体拘束の適正化のための指針に基づいた対応をさせていただきます。
- ・利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。また、緊急やむを得ない場合には、事前に十分な説明の上、利用者または家族等に同意を得ると共に、その状況等を記録に残します。

## 18. ハラスメントにおける対応

- ・事業者は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みを行います。

①優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しません。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

②ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。